

平成24年度第3回社会教育委員会議会議録

日 時 平成25年1月18日(金)

13:30~15:50

場 所 市役所第2庁舎1階会議室

出席委員 奥田議長、別紙副議長、池田委員、小藏委員、高橋委員、村上委員、
森山委員、山口委員 計8名

欠席委員 小林委員、中川委員 計2名

事務局 教育委員会：スポーツ生涯学習部：生水部長、木戸次長

生涯学習推進課：松平課長、沢渡主査、白崎主事

青少年課：松野課長

中央図書館：石井館長、今井副館長、藤原係長

1 開 会 (進行) 生涯学習推進課主査

2 挨 拶

社会教育委員会議議長

スポーツ生涯学習部長

3 議 事

中央図書館への指定管理者制度導入について

<説明> 中央図書館長

民間事業者の持つ能力の活用によって費用の削減や市民サービス向上を図るべく中央図書館への指定管理制度の導入を検討していることから、その検討理由や効果、今後の予定について説明したほか、図書館協議会における諮問と答申及びそれに対する考えや、他都市における指定管理者制度の導入状況、図書館運営に関する資料等を紹介、さらに本市中央図書館の状況について説明。

<質疑>

委 員：ご説明いただいたんですけども、この今日の会議はどのような会議の性格になりますか。これは議長の方からまず、宣言をしていただきたいと思います。というのは、つまりこれは社会教育法の17条の1項か2項にあたるものなのか。そうでなければね、どれにあたるのかその位置づけをはっきりさせてからこの会議を進めなければ、それが教育委員会にどんな形で反映されるのかというのが、法令に依拠しないような会議だと大変なんで、どうでしょう。

議 長：おっしゃることは、分からなくもないんですけども、法律のどれに当てはまるかというのは、そこに書いてある項目には残念ながら当てはまらないんですけども、立案でもないですし、諮問でもないというのは間違いない。ただ、教育委員会として市民の意見を広く吸い上げる手段として、社会教育委員の意見を聞きたいということでお話がありまして、こういうふうにお集まりいただいているというところですよ。

委 員：ですから、法令に依拠しない会議の性格というのはあるんですか。なんとなく意見を言って、それで社会教育委員会のそれぞれの委員の意見を言い合って、それで社会教育委員会としての責任を果たしたことになるんですかね。ここは、議長がしっかり位置づけてもらわないと、これ以降どういう意見をどんなふうに言ったら良いのか、なかなか言いにくくなるんですよ。

議 長：今回問われているのは、ここに書いてあるとおり指定管理者制度を導入するにあたってどんなことが考えられるかというのを、皆さんから聞きたい。図書館協議会の方で諮問を受けて答申がされて、それはそれで図書館協議会の方々のお仕事ですからわかるんですけども、私達に問われているのはたぶん一市民としてどう考えているかということを知りたいんだと思うんですよ。

委 員：そんなことを聞かれているんですか。一委員がそれぞれどう考えているかなら、アンケートでいいんじゃないですか。そうじゃないでしょ。社会教育委員会として、どういう教育委員会に。

議 長：社会教育委員会という会はないのでそこはお願いします。ここは、あくまでも社会教育委員会議で、委員会ではありませんので。

委 員：社会教育委員が社会教育委員会議を今、構成してやっているわけですね。文化賞を決めたのはあれはなんですか。

議 長：文化賞を決めたのは、あれも決めたんじゃなくてあくまでも私たちは推薦ですけども。

委 員：決めたわけじゃないですよ。ここで決められるものは何もないですから。あれはなんですか。会議ですよ。

議 長：あれも会議ですよ。

委 員：会議ですよ。じゃあこれも会議ですよ。この会議でしか、意見を集約

することは出来ませんよね。

議長：さっきの教育委員の意見をということですか。

委員：なぜ、諮問にならないんですか。

議長：それは私に聞かれても困ります。私が答えるべきではないと思います。

委員：社会教育委員の職務は、第1回の新しい社会教育委員が任命というか委嘱されたときに、第17条をこれが社会教育委員の職務ですよと、わざわざ皆さんに配ったんですよ。ですから、これは企画・立案して、具申する仕事と、教育委員会から諮問されたときに、それを応えるということですよ。それから、3番目は特別にありますけれども。ですから、そのところを曖昧にすると、この会議は空中分解するんじゃないかと思うんですよ。あれこれの人が意見を言ったって、社会教育委員会議の意思にもならないし、社会教育法で位置づけられている社会教育委員としての職務を遂行したことにならないと思います。

部長：確かに社会教育法17条の社会教育委員の職務としては定められていない内容かもしれませんが、議会でも答弁させていただいておりますが、教育委員が最終的に図書館の指定管理という事項を判断するにあたり、図書館協議会の方に、まず諮問させていただいて答申をいただいた。さらに、教育委員の方から社会教育委員の皆様の考えを聞きたいという要望があったことから、このように社会教育委員会議を開かせていただいて、委員の皆様は学識経験者だとか各界で活躍されている色々な方々の集合体でございますので、そういった方々の貴重なご意見をお聞きしたいということで、この会議を開かせていただいているということをご理解いただきたいと思ます。

委員：議長。この会議が大事だからちょっと発言続けさせてもらいたいんですけども、今の部長の議会での答弁というのは、越川議員に対する答弁ですか。

部長：いえ。前々部長の時代からずっと歴代部長がそのように答弁しております。

委員：部長が越川議員の9月段階でしたかね。あのときに図書館の問題だけで越川議員が質問されたときに、図書館協議会と社会教育委員会議の役割について質問しているんですよ。そのときに部長はどのようにお答えになったかは記憶されていますよね。議事録読みましょうか。図書館協議会はいいですよ。ようするに諮問にかけますと言っているんですよ。図書館協議会は図

書館長から諮問されて答申する。それから社会教育委員会では教育委員会から諮問されて。

部 長：諮問という言葉は使っていないはずですよ。社会教育委員に諮問するという言葉は私は一切使っておりません。

委 員：そうですか。読みますよ。次に社会教育委員でございますが、これも地方自治法第138条の4第3項及び社会教育法第15条の規定に基づき設置される附属機関であり、社会教育法第17条の規定に基づき社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、教育委員会の会議で社会教育に関し意見を述べること、青少年教育の特定事項に関する助言と指導を行う機関として、その役割を果たすものでございます。以上のことから、図書館協議会、社会教育委員会のどちらも執行機関である教育委員会の附属機関であることから、諮問機関として答申を行ったり、他の諮問機関との連絡調整を図りつつ、社会教育が総合的、効果的に推進されるように色々な助言をしていただくものでございまして、最終的に指定管理者制度導入の是非につきましては、執行機関である教育委員会が決定するものでございますので、ご理解をお願いします。

部 長：ですから、図書館協議会に図書館の指定管理について諮問したわけですよ。社会教育委員は他の諮問機関と連絡調整を図りながらというところが、社会教育委員会会議ですよ。ですから、社会教育委員会会議に諮問するとは一回も答弁しておりませんので。先の議会でもそうですし。ようするに諮問するにあたって、図書館協議会が一義的に図書館の管理運営について、運営協議会があったりして、やっているにもかかわらず、そこに諮問して答申をいただいたのに、さらに社会教育委員会会議に諮問するなにもものもございませんよね。2つの機関に2重に諮問するというのは、ありえないと思うんです。その点に関しては、社会教育法第17条に基づく事項でないですけども、教育委員会から要請があれば、教育委員が最終的に判断するために色々な方から意見を聞きたいということで、社会教育委員の方の意見を聞きたいという要請があっても、それは法に定められていないから、そういう会は召集しない。開いても意味がないとおっしゃりたいのですか。教育委員から要請があっても、それは法に定められていない事項だから社会教育委員会会議は開くべきではない。開いてもそれは無効だとおっしゃるのですか。

委 員：図書館協議会は、図書館長に対する答申ですよ。ここは、教育委員会と社会教育委員会が意見をどんなふうに伝えるかですよ。これは教育委員会の言葉ですけども、図書館は社会教育施設の中核的なものであるということをおかねがね発言されているんですよ。ですから、社会教育施設の中核で

ある社会教育施設を管轄すると言いますか、それに対する色々な助言やこれでいいのかということ、話し合うのが社会教育委員会ですよね。

部 長：そうしますと、図書館協議会はどういう位置づけになるのですか。

委 員：図書館協議会は直接、館長にですけど、図書館も含めた社会教育施設を社会教育委員会は大事な機関として色々なことを助言したり、あるいは管理するというのは変ですけども。

部 長：委員のおっしゃりたいことは、図書館協議会の上位に社会教育委員会議があって、その上位に教育委員会があるという位置づけをおっしゃりたいのですか。お話を聞いていると、図書館協議会があって、そこが管理運営に関する事項を話し合っ、その上に社会教育委員会議があって最終的に教育委員会があるというように私には捉えられるんですけども、そういうお考えですか。

委 員：私たちは直接、教育委員会に社会教育委員として、図書館の指定管理をどう考えるかということについて具申する機関だと思うんですよね。

部 長：ですから、具申いただくために色々なご意見をいただきたいということで、この会議を開かせていただいているわけですよ。ですから、合議体として賛成か反対かを問う機関ではないと、前々からお伝えしていますし、前部長もお伝えしておりますしね。ですから、図書館協議会が導入の是非について答申いただきましたけれども、社会教育委員会議はそういう位置づけではないということは、以前から私申し上げているわけで、指定管理制度を導入して運営していくにあたって、図書館協議会からこういう懸念された問題があって、それに対する市教委の考えはこうです。それを踏まえて社会教育委員の色々な方々の建設的なご意見を聞きたいということで、冒頭ご挨拶で説明させていただきましたけれども、意見を集約して教育委員に直接お伝えして最終決定機関である教育委員会がどのように判断するか。というための1つのプロセスとして、色々な方の意見を聞くために社会教育委員会議を開かせていただきたいということで、今日開かせていただいているということなんです。それについては、そういうことでご理解いただきたいと思うんですよ。これ以上、ちょっと時間がずれても他の議論がございますので、そこは議長にお任せいたします。

議 長：よろしいでしょうか。

委 員：じゃあ、行革プランではですね。22年度、23年度、図書館協議会と社

会教育委員会と協議を続けて、24年度に色々指定管理についてと書いているんですね。社会教育委員会議は、22年度、23年度は一度も協議ということをしたことがないんですよ。それはどうしてそうになりましたかということのご感想を、今伺っておかないと。感想というか釈明ですよ。22年度、23年度に公開された行革プランの協議の中に。

部長：それは行革審議会の中で、協議されるべき事項ではないでしょうか。

委員：違いますよ。これは市民にオープンにされているんですから。

部長：それは、こないだの12月議会でも答弁させていただきましたけれども、当初は2月に条例提案させていただきたいということで答弁させていただいているんですが、確か渡辺満議員のスケジュールが遅れているのではないかという意見に対しまして、なぜ遅れたのかということに対しまして、諮問が遅れたというのもあって、それに対して協議とか図書館協議会でするに至るにあたって時間がかかって答申がずれ込んだことによって、条例提案も遅れたと説明させていただいてます。それが原因で社会教育委員会議にご意見を聞くということも今日に至ってしまったわけですが、22年度、23年度に一度も協議をしていないというのは、行革プランでは確かにその当時、そういうふうにお伝えしたかもしれませんが、図書館の方で釧路の図書館を視察したり、アンケート調査を行ったり、その時々色々なやらなければいけないことが当初考えていたよりも、色々なことが発生したために行革プランとおりに進まなかったという点は、それは委員おっしゃるとおりスケジュールとおりに行革プランが進まなかったというのは、それはスケジュールが大幅にずれ込んだというのはやむを得ないと思います。ただ、それだけ図書館は指定管理を導入するにあたって、慎重に進めなければいけないという考えもあって、館長以下、行革の職員も一緒に釧路の図書館に視察に行って直接図書館長から話を伺ったり、現状の図書館の実情を把握するために図書館の利用者の方にアンケート調査を行ったり、データを収集したり、色々なことを蓄積して最終的に丹念していくために時間がかかったということは、どうぞご理解願いたいと思います。

委員：初めてですね。そういう話を聞くのは。あれは行革推進委員会のプランだって言うんですか。

部長：委員。行革プランのと最初冒頭におっしゃいましたよね。

委員：行革プランを最初に出したのは教育委員会じゃないんですか。

部長：行革推進委員会で承認いただいた計画ですよね。それを進めるにあたって、たぶん行革推進委員会でも、遅れた理由とかを当時言っていると思うんですよ。

委員：でも、あれは教育委員会のプランですよ。

部長：教育委員会のプランですけども、市長が政策として行政改革プランに乗せて推進していくにあたって、行政改革推進会議があってその進捗状況の会議をやっているわけですから、その中で毎年プランというのは検証しますよね。それで、行革審議会にかけて進捗度が遅れた理由は何かといったところを説明しているはずですよ。それは総務部の方で説明をまとめてやっていきますけれども、ただそれは、教育委員会として社会教育委員に説明をしてこなかったかということは、過去の会議に私も出ていませんので把握はできませんけれども、実情としてはそういう色々な問題があって、ここまで遅れたというのは誠に申し訳ないと思っております。委員の方々に本当に申し訳ないと思っております。もっと早くに社会教育委員会議にお図りして色々なご意見を聞いて計画どおりに2月の議会に提案させていただく予定だったんですけれども、年度を跨いでしまうという事態に至るということに対しては、大変申し訳ないと思っております。

委員：審議は一度で終わる予定で、会議を召集されているんですよ。

部長：そうです。

委員：それも恐ろしい話です。社会教育委員会が軽視されているというよりも無視されているというか、侮られているのではないかという感じを私は思います。そうじゃなければ、2年間ね、こんな大事な問題を一回じゃなくて何度も何度も本当は審議しなければならぬにもかかわらず、11月2日に答申が出たのが2か月半も経ってるんですよ。それ以前にもう2年半経っているんですけど、それだけ図書館の指定管理の問題というのは大変な問題だということを示すことだと思うんですよ。それを1回だけで済ませてくださーいというのは協議にならないんじゃないかと思うんです。

部長：その前に図書館協議会でかなり時間をかけて論議していただいて、諮問して答申をいただいていますので一義的に図書館協議会の方々にワーキンググループを作って協議をされたりですとか、かなり時間をかけて答申をいただいていますので、その答申に対する考え方を整理するのもにも教育委員会の方でちょっと時間がかかったものですから、今日の会議日程ということになっていますけれども、他都市でも色々図書館の指定管理は導入されておしま

して、反対者の意見とか賛成の意見、メリット、デメリットというのが大体同じような問題が発生しておりまして、それに対する考え方というのもある程度、どこの自治体でも整備されていますので、苫小牧に限って何か特殊性があるというのであれば、それは委員の方からおっしゃっていただければ、それに対して我々は教育委員会に伝えたいと思います。他都市の図書館とは違って、苫小牧の図書館はこういう特殊性があるんだ。例えば、釧路とは違うんです。例えば、全国300以上の図書館で指定管理が入っていますけれども、それらとは苫小牧は違うんです。ここが違うんですということがございましたら、そういうことは是非こういう会議で言っていただければなと思うんです。

委員：もう一回いいですか。図書館協議会で長い間審議された。そして、ここまで時間かけてきて貰ったと言いましたよね。その意見が、その時間をかけたものが、どっか吹っ飛んじゃって、なんか全然皆さんが書いた答申についての考え、それが今、ここで問われているんだと思います。

部長：答申の他にワーキンググループの報告書も添付させていただいていますよね。理想の図書館像とか、図書館協議会の方々が長い時間をかけて色々な協議をしていただいた成果物と言いますか。それを事前に昨年暮れに送った資料の中にも添付させていただいていますよね。ですから、図書館協議会が目指すべき図書館像というのを描いておりますし、その中に現状の図書館における問題と今後の図書館における問題は、こういうことですよ、こういうことが懸念されますよ。さらに諮問に対する答申の中でもこういうことが懸念されますということが全部書いてあります。協議会の答申の中身やワーキンググループの報告書の中身ですとか。それらを踏まえて教育委員会としては、その懸念される問題に対してこのように考えていますというのを整理させていただいて委員の皆様へ送らせていただいておりますし、市民の方々にもお知らせできるホームページとか、図書館の掲示板にも掲示させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

委員：それで、話をする軸は、今館長が説明された指定管理者制度導入の取り組みについてという私どもに配られた最初の基本的な導入したいということを中心として、その方向で意見をくれという感じになりますか。

部長：導入して運営していくにあたって、どのような図書館にしていったらよろしいのか。例えば、特定の図書館の話をして申し訳ないのですが、北海道であれば釧路市さんが指定管理者制度の2期目に入ってますけれども、館長が視察に行ったり、我々も図書館長の話は聞いたりしていますけれども、ああいうふうにしていくには現状の中でどういうふうに変更して行ったら良い

のか。目指すべき図書館像があって、それに向ってどのように運営して行ったら良いのか。というような色々な貴重なご意見をいただきたいと思っています。ですから、今の図書館というのはこういう問題があります。だけど、目指すべき図書館像に近づけるには、こういった問題点があってそれを解決するには、こうして行ったらいいのではないかと。その根底にあるのは指定管理者制度を導入するというのがあります。そして、指定管理者制度というのは目指すべき図書館像を実現するための手段でしかないと思っています。ようするに直営か指定管理者制度のどちらかを選ぶだけであって、市民にとって、目指すべき図書館像が具現化されれば一番よろしいわけですよ。ですから、そういう視点で色々な建設的なご意見をいただきたいということなんです。過去においてこういう諮問、答申がございました。その問題点に対する市教委の考えはこうです。そして、それらを総合的に踏まえて、委員の皆様方こういったことはどうですか、こういったことは出来ないでしょうか。こういった問題はどうか、どう考えているんだろう。そういった意見をいただきたいと思います。

議 長：それでは、今お話があったように指定管理者制度導入というのが前提ということで話を進めさせていただきたいと思うんですけども、事前に配布されている資料をお目通しいただきまして何かご質問、ご意見などございましたら、お願いしたいんですけども。

副 議 長：それでは、時間が経ったんで、簡単にかいつまんで気付いた点や疑問点をお話したいと思います。まず中央図書館の決算状況についてですけども、資料をいただきまして4番目の中央図書館の状況ということで決算状況がありますけれども、これが図書館から出ています、とまこまい図書館要覧の10ページ目に決算概要がありますけれども、数字がちょっとあっていないんですよ。些細なことですけども、これは民間でも許されることではないんで、確認をしていただきたいと思います。そして、図書館協議会が導入をすべきではないという答申を出されましたけれども、これにつきまして私個人としては尊重すべきだと思います。図書館協議会としても反対のための反対をしているわけではなくてですね、現状指定管理者制度導入にあたって理想とすべき図書館像を考えたときに、今の現状の指定管理者導入の前にですね、今の問題点が相当あぶりだされているんですよ。ですから、そこら辺につきましては、現状の問題とこれから指定管理者制度を導入するにあたって、きちんと切り離して制度導入の前にやっておくべきことが指摘されているんだと僕は思います。ですからそこら辺のことは民報にも書いてあります。導入に向けて走るだけでなく、疑問とすべきことは、これはやっぱりクリアにすべきだということで、これは基本的に教育委員会としても日頃やられていることですから、言葉足らずであれば言葉をもう少し大きくして、

いずれ導入に向けてパブリックコメントを市民から求めるのであれば、間違いなくこの点は指摘されると思います。ですから、その前にマスコミを使っ
てきちんとこの部分の疑問はクリアになるように広報すべきだというふう
に私は思います。それから、図書館に関わる経営管理上とか制度導入に関
わる制度運用上の課題。これにつきまして、いまさら説明するまでもござい
ませんが、運営に関する理念の明確化だとか、図書館に固有の経営管
理上の課題。実際に収益を上げる何物もないわけですよ。ただ、ケチるし
かない。ケチってサービスをするということですので。後は、指定管理者制
度をどのように導入していくかということに関して、もっと具体的に組み
んでいく必要があるのではないかと。市民にとって一番不幸なのは、市立図
書館が単なる無料貸出機関ということだけで終わってしまえば、これは非常に
不幸だなと思います。今回、図書館協議会がまとめられた理想の図書館像に
あたりまして、図書館としてどのようなレファレンスサービスがあったの
か。それともまったくそういうことはなくて、ワーキンググループの皆さん
が時間とネットワークを通じて調べ上げてまとめ上げられたのか、ちょっと
お伺いしたいんですけれどもこの辺いかがですか。

図書館長：協議会での報告の中でという意味でよろしいのでしょうか。

副議長：ここにあるいただいた資料をまとめるにあたって、市立図書館として、こ
こは非常に多岐に渡っていますので、ただ苫小牧だけしか知らない人間では
とてもまとめきれないですよ。これだけ膨大な日本全国の情報を元にかい
つまんできちんとまとめられていて、資料価値として非常に高いと僕は思
います。それにあたって、図書館としてワーキンググループの皆さん方に何か
レファレンスサービスを行ったことがあるのか。

図書館長：協議会の方からこういう資料はないか。ああいう情報はないかという問
い合わせはありました。その部分については、お答えできる部分についてはお
答えしています。資料につきましても様々な方向からの資料はお渡しして
おります。図書館協議会の委員の方々が一生懸命やっておられて、独自に調査、
研究をされた部分が大きな部分かと思いますが、我々としてもそれには答
えております。

副議長：わかりました。それで平成24年度の市立図書館の運営方針の2にあり
ます利用者へのサービス向上(1)レファレンスサービスの充実というのが入
れられておりますけれども、この資料を見ますとですね、どんな種類の本を
何冊貸したとか、どれだけ来館者がいたとか、非常に詳しく書かれている
んですけれども、具体的にレファレンスサービスの実績というのが、ほとん
ど目に分かるようにまとめられていないんです。にもかかわらず一番先に事業

の中で取り上げられているんです。ちょっと奇異な感じがするんです。ですから、例えば、法律相談があったとか、独居関連の相談があったとか、最新工業技術の相談があったとか、これは図書館の司書だけでは無理です。図書館を中心とするネットワークが必要ですよね。この場合には、例えば最新工業技術であれば、苫小牧テクノセンターに行くとか、それから雇用促進のところに行くとか、苫小牧高等専門学校を有効に活用するとか、こういうような相談を受けてそういうネットワークで対応しましたというようなまとめ方があっても良いんじゃないかと思うんです。ちょっとここら辺につきましては、あまりにもちょっと欠けていますので、せつかく第一番目にピックアップされるのであれば、そういうまとめ方というのは今後大事になってくるんじゃないかと思えます。それから、指定管理者制度導入によって期待されること。色々ありますけれども、まず図書館に制度を導入する業務スパンとしてはどのように考えていますか。例えば、窓口業務だけを指定管理者に預けるとか、図書館の運営自体全般的な物を預けるとか、これはどのような考えですか。

図書館長：あくまでも基本的に業務をばらすということではなくて、全体を委ねていきたいと考えております。

副議長：その場合、今の現有の職員が23名、内嘱託が8名という資料が出ていますので、この職員の処遇はどうなりますか。

図書館長：一般職員につきましては、先ほども説明させていただきましたが、一般行政職として採用しておりますので、平成26年4月1日段階では通常の人事異動の対象ということになります。それから、嘱託職員につきましては、期限付きの任用となりますので、26年3月31日までの任用期間ということですのでそれで任用は終わりということになります。

副議長：今後、図書館の指定管理者制度導入にあたりまして、委託期間は4年というふうに考えていますか。

図書館長：指定期間については、今具体的には申し上げられませんが、通常苫小牧市における関係指針には4年とうたわれておりますが、それにとらわれることはないと考えております。もう少し踏み込んだ内容で検討した中で指定期間を定めたいというふうに思っております。

副議長：もう一つ人件費削減となると効果をうたわれてはいますが、三位一体の行革の中で、地方交付税が大幅に削減されて、非常に財政的に苦しいというのは分かるんですけれども、たまたま調べてましたら千歳市の図書館に指

定管理者制度が導入されている。窓口業務なんですね。地元の山三ふじやという元々酒屋さんなんですからけれども、今は図書館事業部なるものを設けまして、そこで職員を募集してやっているんですけれども、そこにたまたまハローワークのデータがありました。ハローワークによりますと基本給プラス定額手当で月141千円とあります。年間で1,692千円なんですけれども、このレベルですとなんかしょっちゅう人の出入りがあるみたいなんですね。最終的に指定期間がありますから、指定期間のうちの前にも欠員ができれば、欠員を補充しなければならない。ところがそこで採用された司書は、その時点で最低4か月以上と書かれています。4か月で終わっちゃうんですよ。それ以降保証がないんです。そういう場合の人事の穴埋め、欠員補充というのは、これから苦小牧としては考えていかなければ、わずか141千円しか貰えないのに4か月で首切られます。そういうところには人は集まりません。そこら辺のことは十分考えていかなければ、例えばこれで夫婦と子ども一人だったら生活保護費よりも下がっちゃう。そういう状況がはっきりしていますので、これは有資格者の職業を得る場所としては、非常に不適格だと思います。苦小牧はそういうことはないと思いますけれども、ここら辺のことは気がつきましたので指摘させていただきたいというふうに思います。

なお、千歳市は25年以降は5年を基本とするというふうに変えるみたいですので、そこら辺のことは既にご承知のことだと思いますけれども、指摘だけをしておきたいと思います。最後に、制度導入によって期待されるサービス。サービスの向上が期待されますということで、札幌の例なんですけれども、開館日の増とか、開館時間の延長拡大。それと貸出冊数の増加。1回あたり今まで5冊しか貸出していなかった物を10冊貸しました。これによって貸出量が増えましたと。これに対して市民はですね、満足は向上はしました。でも、それ以外の部分についてはまだ不満は減少していないという実態があるようです。特に高齢者とか障がい者サービス。こういうものに充実が必要というふうに取り上げられておりますけれども、時間の関係上あまりごちゃごちゃ申しませんけれども、取りあえず気がついたことをかいつまんでですね、指摘させていただきたいと思います。

議 長：他にありませんか。

委 員：私が勤めているのは郵便局なんですけれども、皆さんが知っている通り国営でやっていました。今は民営化でやっているわけなんですけれども、一番恐ろしいのは個人情報なんです。本を借りたりすると、図書カードに住所とか書いてますよね。私も利用者カードを持っているんですけれども。そういう中で民間会社が例えば、一個人でも会社ぐるみでも、個人情報を特定の企業に流してしまったというリスクが結構あったり、パソコンで攻撃されて情報を盗まれたとかというリスクというのが、今でもあるんじゃないのかな

あとと思うんですよね。後、民間の会社で社会犯罪をやってしまった場合ですね、当然取消しになりますよね。その後の対応とかは一体どうするのか。取消しになったんで図書館利用出来ませんというふうになってしまうのか、どうなのかなというのが私の中にあります。後、私はPTAの役員なんですけれども、学校図書との関係ですか、そういうのも民間委託した会社とうまく連携がとれるのか。今は教育委員会という物があって、学校も教育委員会なんですけれども、言葉は悪いんですけどもツーカーとか意識疎通とかなされているんですけども、一民営のそういう会社になると学校図書との関係がうまくいくのかというのがあるんですけども。後、私、昨日図書館に行ってきたんですけども読み聞かせの教室とかやっていますよね。後、郷土の資料を集めたりするのも図書館の仕事なんですけれども、それを民間の方がうまくやってくれるのかなと思うんですよね。正直言って図書館というのは郷土の文化なんですよ。正直なところ指定管理者制度と出たときにちょっと怖いなという思いがあったんですよね。経費を削減するというのはとてもいいことだと思うんですけども、それに伴うリスクというのも考えないとちょっとまずいなと思うんですけども、ここに26年4月に実施すると書いてあるので、あれなんですけれども、僕もちょっとばらっとこれ見て、インターネットで調べたんですけども、逆に戻しているところもあるみたいなんですよね。確か、平成15年の自治法の改正に伴ってこういう図書館というところの指定管理者制度導入というのが始まってきて、24年度に26年度で苫小牧もやろうかなという世の中の動きになっているんですけども、逆に戻したところの意見もなぜ戻したのかなとチラッと見たんですけども、最初は指定管理者の会社すごくいいとみんなワーツとなって、いいねいいねとやっていたそうなんです。途中、指定管理者の期間が終わって、別の会社になったんですけど、そのときガタガタとなっちゃってこれじゃだめだということで戻したとその自治体のところには書いてたんですけども、そういうのにどうなのかなと思います。

委員：図書館の理想の図書館像というワーキンググループが出したレポートに指定管理者から直営に戻した図書館として、長野県飯島町2006年導入、2010年直営。島根県安来市2006年導入、2008年直営。出雲市2005年導入、2007年直営。香川県善通寺市2008年導入、2011年直営。福岡市小郡市2006年導入、2009年直営。佐賀県佐賀市2005年導入、2008年直営。やっぱり一回導入して少し経って戻したところが結構あるんですよ。

委員：だからやっぱり二の舞を踏まないのであれば、指定管理者制度を導入してもいいんですけども、二の舞を踏むようだったら、ちょっとやはりもっと慎重に考えたほうがいいんじゃないかなとは思うんですけども。

部 長：その件に関しまして、先の12月議会でも同じようなご質問がございました、教育長が答弁させていただいたんですが、なぜ戻したか。それはその受け手のほうに問題があったんですよ。ようするに振興公社であったりとか、体育文化振興財団であったりとか、ようするに財政基盤がしっかりしていなくて、それだけのノウハウを持っていないところに指定管理者にしてしまったという行政側の方の判断ミスと言いますか、そういった本来もうちょっとしっかりした経営基盤を持って安定的な企業に指定管理にすべきところを、例えば色々なしがらみで、例えば市が出資している団体とか、振興公社はまさに市が出資していますよね。そういったところに指定管理にしたために駄目になったというのが実情だと思います。ですから、本当に民間に指定管理にして戻したというのは確か、静岡市1市くらいだったように思います。静岡市がどうして戻したのかというのは、歴史的背景だとか色々な街の事情がございますのでそこはあまり詳しく聞けませんので、本当の事情というのは分かりませんが、ただ今おっしゃった安来市とか佐賀市、出雲市、飯島市とかそういったところについては、市の関連団体ですとかそういったところに指定管理にしたために駄目になったというのが実情だと、そういう議会でも答弁させていただいております。

委 員：新聞談話なんですけれども、市長があぶなっかしいこと言っているんですよ。一回やって駄目だったら戻せばいいと。チャレンジまでさせてくれないのは、ナンセンスだと。

部 長：それは、言葉のあやだと思えますよ。

委 員：それが市長の本音だったりすると思えますよ。

部 長：それはないと思えますよ。そんなことは考えておりませんので、一度指定管理に出すということは、戻すという考えではございませんので、ようするに委員がおっしゃられるように、図書館機能が駄目になるということは絶対にございませぬから。ようするにそれだけ信頼できる指定管理者に指定管理をお任せするというのが大前提ですから。ですから、専門の司書を沢山抱えてますし、冒頭、館長の方からも説明いたしましたように日本全国あっちこっちにいろんなネットワークを持っている指定管理者であったり、出版会社に精通しているとか、いろんな条件を付けるんですよ。指定管理にするにあたっては要求水準書というのがございまして、これに関してはこれだけの水準を確保してください。人件費については、指定管理費の元となる基準管理費用の中で市はこれだけ見ますのでこの人件費の中でやって下さい。逆に委員がおっしゃるようなワーキングプアが発生するような事態になったと

きは、モニタリングで跳ね返しまして、その業者は指定管理者として参入できないようになりますので、そういったリスクを侵して、そういった運営をする会社は、信頼できる業者というのは絶対そういうことはしませんよ。ようするに会社の信頼を失うイコール会社が倒産の存亡の危機にかかりますのでね。やはり地方自治体の仕事を請けるということは、信頼がなければ受けられないという民間企業はそういうポリシーを持っていますのでね。そういった企業を選定していくというのが市の大前提でございますので、人件費の問題ですとか、司書の確保ですとか、それからいろんなレファレンスサービスの向上ですとか、絶対に委員おっしゃるように図書館を閉ざすということは行政としても絶対出来ませんので、つぶれるような、先ほど言っていたん戻すような企業には絶対指定管理は行政処分としてかけませんので、選びませんので、その辺はご安心いただきたいと思います。他の部分については館長の方から説明しますので。

図書館長：色々お話をいただきました件につきましては、当然私も実務担当者としていたしまして、懸念されるであろうという部分について感じております。お話のとおり平成15年の地方自治法改正から始まったわけですがけれども、やはり制度そのものの導入当初、制度が出来たばかりの段階では業務委託の延長上でしか考えられなかった部分があるのではないかという報告がされております。従いまして、業務委託や指定管理者制度そのものの有効性というものや、制度というものが違いますということをしっかり認識した上で、進めるべきだろうと考えておりますし、今現在2期目を迎えている図書館の中では、非常に高度な事業展開が図られてきております。当然、個人情報の部分等につきましても、民間事業者においても行政側以上に厳しい枠組みや制度を適用したりしておりますので、そこら辺についても多くの問題点は現在ない。確かに、制度そのものが出来たときに一部施設においてはそういう問題が発生したという報告はあります。しかし、それらを踏まえて改善策も取られて、現在では有効に活用されているというふうになっております。それから読み聞かせ、あるいは郷土資料につきましても図書館業務の範疇として、図書館業務に精通する事業者においては、どこの図書館でも実際に運用している。なおかつ、我々は反省しなければならない部分はあるかと思いますが、時間的、あるいは人為的な問題でなかなか出来ないということ以上に市民の皆さんや利用者と一緒に取組んでいるという部分もありますので、こういった問題はすでに他の全国の指定管理制度を導入している図書館においてもクリアされております。そういった状況が報告されていますので、それらを踏まえた中でより良いものを導入していきたいと思っております。なお、ワーキングプアというお話も出てきましたし、委員の方から賃金の問題のお話もありました。そういったこともありまして、画一的な考え方は取っておりませんし、取るつもりもないと考えております。それなりに有資格

者なりそういったものも含めた中で、個々に様々な資料を利用しながら適正な積算をしていきたいと思っていますし、事業者に対しましては労働法や関係法等の遵守は十分求めてまいりますので、一部受託事業者の中には労働関係に非常に詳しい弁護士が一緒になって取り組んでいるというようなお話も聞いておりますので、そこら辺はある程度、クリアできると思っています。後は、行政側がどこまで一緒になってやっていけるかということで、我々は最大限努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長：例えば、指定管理を受けたところで何期かやっているところがあるんですけども、状況によってはですね、市の直営よりもお役所的になってやっているところがあります。具体的なことを言いますと緑ヶ丘のテニスコート。札幌とかいろいろなところから大会になると選手が時間的に余裕をもって集まります。30分～1時間前に集まるんです。ところが9時から使わせませんのでゲートを閉めて中に入れられないんです。外に50人くらい待っているんです。それでも入れない。これなら市の直営より悪いじゃないかというような話を聞きますので、柔軟性はありますと言ってますけれども、受ける側によっては柔軟性はまったくない。お役所以上にお役所の仕事をやっているところがある。何を言いたいかと申しますと、そういうところに指定管理を頼んでるんですよ。やっぱり市側のチェック、それから定期的な評価、こういうものをきちんとやらないと、元々は市民サービスの向上なんですから、そこら辺は頭の中に叩き込んでもらわないと駄目だと思います。これはあらゆる場面の指定管理を受けた民間に言えることだと思います。

図書館長：今のお話につきましては、当然図書館への導入に対する考え方として行政側の立ち位置、関わり方が重要視されると言われています。当然、任せた以上任せる、知らんよとはなりません。官と民が一緒になって運営をしていく。そこには市民サービスの向上だとか価値観の向上、そういった物が求められるんだらうと思っていますので、当然そこには、今お話のあったようなケースは出てはならないと思っていますし、そういったケースは図書館においては報告されておられませんので、当然そこら辺は我々も肝に銘じなければいけないと思います。

部長：委員。ちょっと本質外れますけれども、テニスコートの件。そういうのはすぐにスポーツ課に言ってください。市民サービスが低下しているって。ただちに指定管理者を呼び出して指導をかけますので。そういった逆行するような指定管理者の管理運営については、言っただけならば直に改善させますので。

副議長：管理する側として、プレイヤーが50人近くも待っているんだからゲート

を開けるのは当然ですよ。

部長：それは直ちに言っていただければ、やはり行政側も委員おっしゃるようにチェックはしているんですけども、年中チェックするわけにいかないものですから、合間を縫って行くものですから、直接使われている方のご意見というのは、反映させていかないと指定管理者もなかなか成長しないものですから。逆に直言っていただければ、対応したいと考えてございます。

副議長：後もう一ついいまけれども、そこは振興公社なんですけれども。市との係わり合いも非常に深いですから、何年も何年もやっているものですから。

部長：馴れ合いになってるかもしれませんね。直に言って下さい。指導しますのです。

委員：ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、イメージ的には、今の中央図書館の館長というのは運営会社というか民間会社の責任者になるということですかね。

次長：業務委託と指定管理はなかなか混同されると思うんですけども、業務委託というのは一部分。こういうことをこういうふうにやってくださいというのが業務委託です。ですから、この貸出窓口だけとか、図書館において業務委託をしている町、自治体もございます。そういうところだと、この業務についてこの民間業者なりにやっていただくと。指定管理というのは、施設そのものの管理運用も含めてということですので、当然館長自体も施設の館長ということですので、基本的には今までやっていたことの大部分については、指定管理の事業者が行うというふうと考えていただければと思います。ですから、業務自体も基本的に引き継ぐということですし、先程からお話ししましたけども、管理運営の手法というところが指定管理ということですので、やることは基本的には大きなところでは変わらないというふうにご理解いただければと思います。

議長：他にご意見、ご質問ありますか。

委員：こういう内容について、かなりの時間を割いて図書館協議会でやられて、その中で色々問題点があったようで出されてます。かなり議論されて出てきた結果だと思うんです。それで、私は賛成なんです。やってもいいと思うんですよ。それは行政側がチェックをしていかに網かけをかけるか、それは行政の手腕ですから。大前提にあるのは市長のこれは絶対的な公約ですから。行政マンとしては市長サポートですから、これはやらなきゃならんと思うん

ですよ。ただ、やるについては今、個々の委員の意見の問題点はクリアしないといけないのは当たり前のことなんだと思うんですよ。さらにやったはいけど元にした自治体もあると、それを参考にしながら進めるということが大事であって、それを全く最初から指定管理制度の導入はノー若しくはノットという考え方じゃなくて、入れるにあたって色々な問題点が出てくるのはあたりまえなんです。それをいかにクリアするかって言うのはこれは行政マンの力量であって、私は個々の問題についてこうこうしゃべるって気はありません。時間ありませんので、当社会教育委員という委員の構成員としてはですね、委員の結論としては、反対もあり賛成もありなんだという結論にさせていただきたい。ただ反対だというのは図書館協議会と同じような足並みになってしまいますので、私は先程委員が、この委員会は法的な根拠がということで色々な議論をされましたけれど、それまで求められている今の時間じゃないわけですから、私としては申し訳ないですけど、賛成というところで、当委員会の落としどころとしてはいいんじゃないかなと思っています。以上です。

議長：他にご質問は。どうぞ。

委員：指定業者さんが図書館行政を行うということ、行政がチェックをしながらということでしたが、ここで見込まれている費用については、年間1,800千円ということですが、たったこのくらいの費用を節約して社会教育の中核をなすといわれる図書館行政を指定管理の業者さんに任せてしまっているものかという懸念を私は持ちます。もう少し、まったく100%指定業者さんに委任してしまうことが反対ということではありませんが、さっき、行政がチェックをしながらというお話でしたが、もう少し二本柱のような考えでチェックをしながらというよりもうちょっと強力なサポートを何年か持って、その後、その結果に基づいて段々と100%に近づけていくというようなことではどうかなあと思っています。始めから任せてしまっていてチェックをしながらというのでは弱いのではないかなあという気がいたしますが。

部長：よろしいですか。削減効果1,800千円。確かにそんな額だけで指定管理に向かって。削減効果は当初の積算段階ではこの程度です。今、詳細にはじき出しているもうちょっと出るかもしれない。ただ、お金を削減するだけに指定管理を入れるのではなくて、自民党政権の三位一体改革に始まりまして、自治体のリストラが始まったんですよ。それで、人が削られ、予算も削られ、国からの補助金も削られ、交付金も削られ、お金も人もなくなってきた。それに加えて団塊の世代がごそっと辞めていく。そうした中で100人辞めても年間20人とか30人しか採用しない時代がずっと続いているんですよ。市の一般職としては、当時から見ると800人以上削減されていま

す。そんな中で図書館の司書職として、専門職として民間が抱えるように抱えていくだけのお金もなければですね、それだけの人もいないんですよ。ですから、一般職として採用して司書資格の有る方を図書館にいかせますけども、それも長い期間置いておけないんですよ。他の部署でも必要とされるから。ですから、人事ローテーションでいろんな部署を経験していかないと、行政というのは色々な経験を積み重ねて一人前の住民の奉仕者として仕事を出来るわけですから、図書館司書だけ司書をやっているわけにはいかないんですよ。ですから、そういった行政側の事情もありまして、お金だけではなくて人の問題もございまして、民間の活力といいますか、民間が経営基盤がしっかりしていて、司書もたくさん抱えていまして、自由にレベルの高いレファレンスサービスを提供できるとか。市の職員はもう長い方もいますけど、そういう方はどんどん定年で辞めていくんですよ。そうすると若い職員がいきなりぽっと来て、質の高いレファレンスサービスが出来るかという、なかなか出来ることじゃないですよ。ですから、そういう専門の司書をたくさん抱えている民間業者にお願いするという、そういった理由もあるんですよ。お金の削減だけじゃないんですよ。そういったことも是非ご理解いただきたいと思います。それから指定管理をやっていく中っていうのはチェックするのは当たり前で、年度末にモニタリング制度というのが指定管理制度にはございます。それで、日々ぽっと行って監察官みたいなものですね。チェックする者がいます。それで、日々の状況、管理の状況を見てきて、人がきちんと配置されているか。サービスがきちんとなされているか。そういったチェックをしてモニタリング制度で年に1回、点数付けをするんですよ。それで、指定管理者の方からプロポーザル方式でこういうことを提案したいという提案型で受けますので、それがきちんとなされているか。最大限の水準が維持されているか。そういったことをきちんと点数を付けてその点数が悪ければ、4年とか5年の指定期間を組んで、最初良かったけど、どんどん悪くなっていけば減点式ですから、持点が減っていったら次回の指定管理の更新ができないということになります。当然受けた業者というのは、次もずっと指定管理を受けたいわけですから、当然そういうマイナスになるようなことは、出来るだけしないようにしていくはずなんです。もし、そういった業者があれば、それは1回の指定だけで終わってしまいまして、もっとより良い業者に参加していただいて、新しい業者に移行していくという、そういう指定管理者制度になっていますので。指定管理者制度が始まった時はモニタリング制度というものは、まったくなかったんです。それが、委員がおっしゃるようなワーキングプアの問題とか色々な問題が発生していたんですよ。ただ、今のモニタリング制度が導入されてからは、指定管理者の方も質も上がり、制度そのものがだんだん高くなってきたということを是非ご理解いただきたいと思います。

委員：技術的なことについては、日々新しいことになっていっていると思うんですが、私なんかは今から生きられれば20年でも30年でも苫小牧市に生きていきたいと思っております。それはどうしてかということ、やっぱり苫小牧市を愛しているし、苫小牧というのはこういう歴史の元に出来てきて、今こういうふうになろうとしているんだということを常に考えています。社会教育委員としてもぼうっとしてないで、見ていかなきゃならないという意識があります。それで、その指定管理の方をお願いしたときに、技術的なことでは優秀でありましょうけれども、例えばそれが東京からいらしてる方だったり、札幌からいらしてる方だったり、ようするにここを愛する、ここに根づいた教育を行うということから、段々離れていきそうな気がして心配です。

部長：それはご安心ください。指定管理者制度は行政が全く手を引くんじゃないんですよ。管理運営を任せるだけで基本的なものについては、先程おっしゃったように指定管理者と行政側が協働で、より良いサービスを提供するために、お互いにやっていくということです。行政がまったく手を引いて丸投げするということではございませんので、そこはまったく違いますのでご理解願いたいと思います。

議長：他にご質問などありませんか。

委員：いいですか。市長の公約だからという部分がありますよね。公約だから市の理事者も頑張っているんだと思いますけれども、公約というのはこんなにいっぱいあってですね、市民が一つ一つわかっていいですよと投票したわけじゃなくて、ある意味で岩倉市長ならいいだろうということで、委任したんだろうと思うんです。ただ、個別になると一つ一つがこういう形でいいのかというふうにして、公約が正しいのかどうかを検証される期間があるんだと思うんです。それは今検証されつつあると。それを2年かかって、3年ですか。3年かかってようやくぎりぎりのところで案が出てきてなおかつそれも、専門家ですよ図書館協議会の協議委員というのは、ほんとに大学の図書館を運営している方、あるいは、道立図書館の協議委員をやってこられた方。あるいは図書館のことについて日頃から考えておられている方。そういう方々が何十日間討議したかということですね、諮問が来てからでも10回。自分の時間を全部、その時間に潰すくらい4時位から12時位までというのを何回か繰り返して、図書館の専門家の皆さんが聡智を上げて答申を書いているんです。10人の方がそれでいいだろうということで、OK出しているんです。それくらい、密度の濃い答申なんですよ。その答申に対する考え方が出されましたよね。その考え方が、その人たちの専門家の皆さんが考えて大丈夫なのということについては、一度もこれ検証されていない。この答えは。ですから、館長。図書館協議会の委員の皆さんに個別に、この答えはお

伝えしているんですか。図書館協議会委員の皆さんへこういう答申をいただきましたけど、あらためてこう考えますということを出してないですね。

図書館長：ホームページ上で公表しています。

委員：まあ、ホームページは見る人少ないと思うけど、機関としての図書館協議会委員の皆さんにこう考えました。せつかく何十時間、10人の方が一致して出してくださった。それをこういうふうに出します。ですから、皆さんが質問に対して答えが出る。それが、本当に図書館を運営するにあたって妥当性を持っているかどうかについて、必ずしも図書館協議会委員だったらどう考えるだろうということを私は懸念するんですよ。ですから、もっとじっくり協議しましょう、話しましょうというのが、社会教育委員会議のこの場だと思ったんですよ。ですけど、一問一答くらいで終わるのであれば、私はちょっと申し訳ないですけども、ここでこういう資料も欲しいなということを用意していたんですよね。ただ、もう一回で終わって時間もないと。時間のことを気にしてばかりなんですよね。2年間の期間が1時間半で社会教育委員の話は終わり、社会教育委員の意見はこうでしたということ、どういうふうに伝えるかという客観的なこともなくて、こういう雰囲気でも伝えるということも社会教育委員会への取り組み方というんですかね、私は責任を十分果たすことが出来ていないなという気がするんですけども、これを皆さんに配ってもいいのかどうか、私はやっぱり図書館法をみんなに配って欲しかったんですよ。この資料の中に。なぜ図書館法がないのか。それから、図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのが、文科省から出ていますよね。これは、この答申が出てからも更新されていますよね。館長はご存知ですよ。ご覧になってますか。その感想はありますか。

図書館長：今回の改訂にあたってこういった運営環境の変化に対応していくことが触れてきていますので、そういった部分。あるいは、私立図書館の問題だとか、やはりそう言った部分の図書館の環境については、大変大きな変化を見せているんだろうと考えております。

委員：分かりました。それから、指定管理制度に関する地方自治法関連条項。これも皆さんが見てから出発の方がいいかなと。それから、総務省の自治行政局長通知が22年12月28日にありましたね。指定管理者制度はこんな程度でいいのか。ちゃんと考えてやりなさいよというのがありました。その後、片山総務大臣の記者会見でも図書館の指定管理はなじまないという発言をされていますよね。それから、苫小牧市行革プランの中央図書館の関連資料を出していただいた方が良いんじゃないかな。特に、行革プランを出したときの教育委員会会議のどんな会議をして、行革プランが出て行ったのか。

ほとんど、教育委員会会議は基本的な討議はやられていないんですよ。ただ、行政が出したものに1つ2つ質問があっただけ。それが今一人歩きしてもう図書館の指定管理問題がこういう事態を迎えている。もう一つは、前々部長が部内検討委員会ということは何度も言っているんですよ。部内検討委員会でこれは直営にすべきか、あるいは民間に委託すべきかをつぶさに550項目を検討して、それで最終的にこれは直営。これは民間。メリット、デメリットということは何度も言っているんですよ。ですから、その部内検討委員会の内部資料といいますか、検討過程の資料を是非公開してもらいたい。ここで社会教育委員会議でやはりみんなに公開してもらって、先ほどの意見にもありましたけれども、全部移行するのか、部分的なのかというのは、一回討議されているはずなんだけれども、突然前々部長から現部長の発言。それから、諮問の中身では、すっと変わって全面指定管理になっている。その検証が内部資料が公開されていないんです。あとはですね、図書館協議会の議事録ですね。どんなふうな意見が出て、質問集というのがあるんですよ。その質問集などについても、図書館とはどういうものかということ、共通理解の上で話をしたいなと私は思ったんですよ。ですからこの中で指定管理者制度導入について市議会でどういう質疑があったかということも、ここで色々共通の理解で話が出来ればいいかなというふうに思ったしだいです。そしてまた、先ほど館長が新しく田中真紀子文科大臣が12月19日に望ましい基準を出して、それは12月19日から施行ですから、その中には図書館協議会などを含めて第三者機関の点検評価が望ましいと言っているんですね。ですからこれは施行されているんですよ。ですから、館長の時代にこのことを本当はやらなきゃならない。今から進めないといけない。しかしそういうぐらいに必要な自己点検なんですよ。ところがこの考えとか考え方でですね。あるいは、新しい取り組みについての最大のことは、現状の認識が、だから図書館には指定管理制度が必要なんだという現状の評価、現状分析がまったくない。むしろそこが回答にないですよ。なぜ直営じゃなければいけないのかということをお答申で言われているんですよ。現状がこうだから指定管理が必要だということがほとんど出ていないです。それは文科省の望ましい基準では、必ず自己評価をすれと言っているんですよ。それから、サービスというところに非常に具体的になりましたでしょ。それは図書館法でこういうサービスをやりなさいと書いてあるんです。それよりももっと詳しいですよ。つまり、皆さんが配ってくれた図書館の指定管理が行われている例がずっとでていましたけれども、そういうことが、直営でもやれることだと言っているんですよ。なぜ直営でそういうことをやれるように現図書館は動かないんですか。1,800千円。1,800千円減らせて言うんだったら、この中で1,800千円減らせるんじゃないんですか。今、委員がおっしゃったように。1,800千円で管理体制まで全部そっくりやってしまうというのは。それじゃ1,800千円減らせて言うんだったら減らす。いくら

でも減らそうと思えば出来るはずですよ。そういう意味で対価を取らない図書館運営に市からお金を出す出し方が軽減されて、なおかつサービスが多くなるといったら、プアが生まれるだけです。それと、尊重という言葉も気になりましたけれども、答申を尊重します。しかし、参考にさせていただきま。尊重という言葉をもてあそんでいるんじゃないかと私は思いますね。尊重を参考と同じだと言って今の教育委員会が管轄する生徒にそんなこと言えますかということですよ。どういうふうにして、尊重する図書館像について共感するところ、あるいは答申に出ているどの部分が尊重できることだということを、具体的におっしゃったほうが良かったと思うんだけど、ほとんど無視されています。それでよく尊重という言葉が使われたなというふうに思うしだいです。

議 長：すいません。ちょっと休憩入れたいと思うんですけどよろしいですか。

副 議 長：休憩の前に今の部分について1つだけ。片山総務大臣が当時おっしゃったことは、指定管理者制度というのは、こういう形になるとは思わなかったんでしょうけれども、そこに参入することによって、これは法律違反ではないということです。法律違反ではないと言ってますよね。その他に12月19日の田中真紀子文部科学大臣の中で、図書館の運営の基本の中で5項目目に図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。と書いてあります。ですから、ここさえきちんと守られていれば、何も問題ないと思います。

議 長：はい。それではここで休憩を入れさせてください。それでは15時15分から再開したいと思います。

・・・休憩（約10分）・・・

議 長：はい。それでは、15時15分になりましたのでお話を進めたいと思いますけれども、先ほどの委員のお持ちになった資料なんですけれども、皆さん資料をいただきますか。

委 員：申し訳ないですが、よろしいです。

議 長：そうですか。それでは、今いただいても今すぐ読む時間もあまりありませんので、それでまだちょっとお話を伺っていない委員の方が何人かいらっしゃ

やいますので、その方からご意見をいただきたいと思いますが委員いかがでしょうか。

委員 : 私は母ですので、お母さんの立場で言わせていただきたいんですけども、やっぱり先ほどこちらの方も言われましたように1,800千円の削減というただその位の金額でというのは、私もそうやって思っております。それと、お役所の方の事情も色々あると思うんですけども、普通に行政のことだとか、指定管理のことだとか、あまり分からない市民とか理解していない市民は本当に簡単に図書館がどうなるんだろうという不安だけですのでね。借りやすくなるようにとか、困らないことがないようにとか、先ほども出ましたようにテニスコートの入口ですとか、それも指定管理になった場合に2年や3年、もしかしたら5年くらい続くかもしれないかもしれませんが、それ以降のことも考えておかないといけないんじゃないかなと私は簡単なんですけれどもそういうふうに思いました。後は、お母さん達が、子ども達が、良い教育を受けれるように、良い本に出会えるように、ただただそれだけの思いで皆さん市民の方は居ると思うんですよ。だからもっと簡単に良いことと、悪いことと、困ったことと、困ること。これから未来に向けてのそういうものをみんなが分かるように出してくだされば私は良いかなと簡単なんですけれども、こうやって言わせていただきます。

議長 : それでは委員、いかがですか。

委員 : 一番最初にこの会議の位置づけはというお話がありましたけれども、私、社会教育委員ということで中学校の校長会も兼ねています。前回ここ決議する場所じゃないと思っていたんですが、色々な意見があったということが報告されればいいのかと思いつつ聞いてたんですけども、なんか、そんな感じでもないなあとちょっと気後れしながらお話できないでいました。私は、どっちでもないんです。賛成でも反対でもないんです。ただ、中学校の状況と図書館との関わりをお話しないとならないなあと思いつつ先ほど聞いていました。中学校は今、苫小牧市の全ての学校が朝読書をしています。本を中央図書館から借りて読んでいる生徒は少ないかもしれませんが。学級文庫があったり、自分で買ってきて読んだり。そういう全ての生徒が本を持って朝読書をしているという状況の中で、そこの関わりはあまりないかなと。読み聞かせは中学校でもやっていただいていますし、小学校でもやってくれてるし、図書館の方やボランティアの方も非常に積極的にやっていただいております。後、関わりといえば職場体験で行って司書の体験をしたり、それから、中々時間は取れないんですけども、総合的な学習の時間で調べ学習に行つて調べてくるとか、夏休み、冬休みであれば本を借りに行くか。ただ、中学生の現状というのは毎日6時間で、委員も部活も何もやっ

ていない生徒でも終わるのが3時半です。その後、委員会やって家に帰ったら4時過ぎちゃいますよね。サービス向上の話をする時にやっぱり子ども達、土日も含めてもっと遅い時間まで開館してもらわないと、なかなか図書館まで行けないと思います。併せて、蔵書がもっと増えてということとか、移動図書館ももっと借りやすい状況というか、朝読書もやっているようですから、もっと読みたい本を聞いて上手くまわしてもらえとか、そういったことをやっていけば、中央図書館ももっともっと学校との関わりが出てくるかなと、そう思ったときに今の状態ではできないのかということと、指定管理者にした方ができるのかということ。私も分からないんですけど、その2つを整理しながら考えていく必要があるのかなと。だから、先に指定管理者どうこうという話よりも、サービスとかそういうことがきちっと適切にされることの方が、重要なんじゃないかなと思うながら話を伺っていました。はっきり賛成だ反対だと言えれば一番良いんでしょうけれども、そんなお話でよろしいでしょうか。

議 長：私も委員の一人として言えば、普通の学校で予算が毎年毎年減らされていくので、図書館に本を入れるのも大変ですし、やっぱり人が減らされているというのがあるので、なかなか今までやっていることを維持していくということも大変な状態なので、やっぱり市の職員として図書館やっていけないというのはわかるころではあるので、指定管理者になるのもやむを得ないんじゃないかなというふうに思っています。ただやっぱり、不安に思っている人がたくさんいらっしゃるっていうのは、今日のお話でもわかったころなので、それをやるって言うのであれば、これを不安に思っている市民に向けてもっと色々なピーアールしていかないと、賛同を得られないんじゃないかなと思いますので、そういうところにちょっと力を入れてやっていかないといけないんじゃないかなと思います。法律で違反なんだとか違反ではないという意見もあるんですが、現実に行っているところがあって、それで訴えられないのであれば、たぶん法律的に問題ないんだと私なんかは簡単に思うんですけども、その辺もちょっと詰めて、さっき委員からお話がありましたチェックというか評価ですよね。どこでもやらなきゃ駄目だと思うんですけども、そういう体制をできるだけ早く確立してですね、いろんなところの指定管理が入っていますけれども、先ほどの委員の話じゃないですけども、やっぱり指定管理になったからか、その前からはわからないですけども、色々不満に思っていることを吸い上げる仕組みをつけていかないと、自分達で自己評価と言いながら他の人に見ていただくんですけども、後になってから意見が出てきても中々次の計画を立てるのに間に合わないということもあると思うので、こまめに意見を吸い上げる仕組みを作っただけなら良いんじゃないかなと思います。この委員会議としては意見を1つにまとめようとは思わないですし、中々簡単にはまとまらないと思うので、今まで

色々話し合ったような意見が出ていたということを教育委員会の方にお伝えいただければと思います。

議 長：他にこれだけは、付け加えて欲しいということがございましたら。

委 員：ここで諮問とか答申という形にはなりませんけれども、一色にまとめて反対ですとか、賛成ですとか、というんじゃなくて図書館法なんかをみんな色々知って、図書館協議会の答申も共通理解をまず持って、指定管理はどこに問題があるんだろうか、本当にいいんだろうかということを、客観的にお伝えした方が本当は私は良いと思っていたんですよ。でも、そうでなくてもいいんだということなんで、そうかなと思いつながら会議に望んでいるんですけども、例えば取り組みについて、館長が最初に読み上げた理由の一つに、専門的な職員の確保については、現在は一般職で採用された職員が司書として勤務しており人事ローテーションによる一定期間での異動となるため、時代の変化に対応することができる専門的人材を図書館の選任の職員として養成することは大変難しい状況になっております。って書いてあるんですね。これ、あらためてこういう理由を出してますけれども、諮問の中にこういうことは入っていませんでしたよね。そういうことを最初からどうして言わないんですか。そしてこれは教育長か教育委員会か分かりませんが、人事配置の図書館をどういうふうにして基準に沿って有効な運営にさせていくかということの方針で出しさえすれば、あらゆる色々なところで素晴らしい図書館が出来てくるんですね。だから、そういうことは理由にならないと思うんですよ。そんなことも含めてこの図書館サービス。新しい基準というのはかなり詳しい基準になっていますし、きちんと評価も受けなさいとなっていますから、これからでもしっかり出して、それなら指定管理が必要だというふうにいけるそういう自己評価。第三者評価を受けることが望ましいというのが一番新しい基準の方向ですから、そういうふうに教育委員会も考えていくように望みたいというふうに思いますね。

議 長：それでは結構長いこと、議題3についてお話してきたんですけども、この辺で議題3を終わらせていただきたいと思います。では、続きまして、次第の4、その他ですけれども。

委 員：ごめんなさい。結局、どういうふうに、社会教育委員会の意見は、今の雰囲気でこういう意見があった、こういう意見があったということをお伝えということになりますか。社会教育委員の個々の意見の中にこういう意見がありましたということになるのですかね。それが社会教育委員の協議の中身ですか。

部長：ご意見を頂いたということで、協議に含まれますね。ご質問に対してお答えしましたし、協議をどうとられるかっていうのは、聞くだけでしたら意見を聞きましてということになりますけれども、意見に対して一応行政側の考え方も示しておりますので。我々は協議とらせていただいて、それをまとめたご意見として教育委員会に最終的にお伝えして。教育委員会の方には全てを伝えますので。委員のご意見も教育委員会にきちんと伝えますので。

4 その他

(仮称) 新大成児童センターへの指定管理者制度等導入について

<説明> 青少年課長

施設の老朽化や狭隘化が問題となっている西弥生児童館及び大成児童センターを26年3月に廃止し、両館を統廃合した施設を26年4月に新たに設置するにあたり、市民に対するサービスの向上や民間活力による経費削減を図るべく指定管理制度の導入を考えていること。については使用料設定の条例改正も含めた住民説明会及びパブリックコメントの実施といった今後の予定のほか、道内他市における導入状況や本市児童センター及び放課後児童クラブの業務について説明。

<質疑>

委員：新大成児童センターだけ指定管理者制度が導入されるということですか。

課長：行革プランでお示ししているのは、新しく統廃合する時に合わせてまず1館だけということ考えています。

委員：そうすると、新大成児童センターだけ遅くまで開館するといったことが起きてくるのですか。

課長：そうです。

委員：児童館同士の連携というのはあるのでしょうか。現在もそうですし、指定管理者になったときも。とりあえず新大成だけが（指定管理に）なるというてましたよね。他のところは現状のままだと。その時の連携というのは。

課長：当然、先ほどもお話したように、私どもの方でいろいろとこういうことをやってほしい、ああいうことやってほしいとお願いする部分もございますので。夜間利用につきましては、先ほどもお話したように現状ではなかなか難しいところがあるということで、新しくできるところからやっていくと。その後の予定というのはまだ、これからの話になりますけれども、ゆくゆく

くは広げていかざるを得ないかなと思っておりますけれども、とりあえず現段階では新しい施設で夜間利用の延長をと考えております。あと、連携はとりあえず当然しながらやっていくこととなります。

副 議 長：ちなみに、今まで西弥生児童館と大成児童センター、それぞれ0歳から18歳まで、利用該当者と思しき人数はどのくらいかわかりますか。

課 長：現状では、高校生までは対象としていないところなんです。今現在では中学生までということになっておりますけれども、送迎ですとか幼児と一緒にできますので、そういった大人も含めまして、西弥生児童館が16千人、大成児童センターが19千500人ぐらいというような数字になっております。

副 議 長：今までそれぞれの児童館を利用している子どもは身近なところに行っていたんですよね。今度は徒歩で行けなくなる可能性もあるのですか。

課 長：新大成児童センターは、公住に囲まれたところにあります。それで、西高校の太い通りがありまして、大成町寄りになりますので、今まで西弥生の児童館に通っていたお子さんについてはちょっと難しいところも出てくるのかなと思っておりますけれども距離的には来れる距離ではあります。

副 議 長：非常に利用しにくくなりますね。

課 長：そういうデメリットもありますけれども、ただ、いいこともございます。先ほど申しました高校生の利用まで延長する、それから現在、乳幼児の関係で申しますと、専用の部屋というのが現在ほどの児童館にもございませんけれども、開館しているときは通年利用できる乳幼児用の部屋、それから高校生の、例えば学習のできる部屋、そういうのも備えたいなというのは考えております。

副 議 長：ちなみに利用しやすくするために、バス路線を変更してということも考えられるのですか。

課 長：そういったことは考えておりません。

副 議 長：何でこんなことを聞くかと申しますと、町内会もやっているんですけども、歩いて今まで行けた人がだんだん高齢化になって、歩いていけなくなりました。そしたら近所の人と支え合ってタクシーで行くんですよ。それも町内会の総合福祉会館、三町にまたがっているんですけど、それじゃあ駄目だとい

うんで身近に集会所とかが必要だというのが今の現状なんですけど、これは非常にいいことだと思うんですけども、仮にそういう問題が子供に限って出てくる可能性があるんじゃないか。

課長：基本的には身近なお子さんが来ていただけるということになります。今現在でも範囲といたしましては西小学校の校区と大成小学校の校区の部分でやっているものですから、バス路線という話ですけども、まっすぐ来られる状況であります。

副議長：今ですよ。

課長：はい、ただ、バスに乗ってこられる方というのはまだ想定していないところではあります。

委員：これは報告なんですよね。議論してどうするかという話じゃないですよ。報告なんでこれで行きますっていうことなんです。

課長：はい。

委員：そうですか。400万と言う効果額が出ていますよね。400万っていうのは、具体的にどうしたら400万が浮くのですか。それと導入市の評価及び問題点で、本市が導入した場合はどういう問題点が出そうかっていうのはここに出てくるくらいなんです。

課長：まず効果額は、私も先ほど申しましたけれども、主査職ということで、館長も私が兼務しておりますしてその下に、それぞれの館に係長クラスの監督する者を置いております。その者の人件費が浮くと思いますし、あとは嘱託職員を配置しておりますけれどもその者たちの人件費などについても若干下がるかなということで400万ということで考えております。また問題点につきましても、大きなものとしては他市の問題点ということでこういうのがありますけれども、これから具体的に指定管理者制度を導入する時に、また出てくるかと思しますので、それも合わせて検討していきたいと考えております。

委員：400万減ることで、子供たちにしわ寄せがいくということはありませんか。

課長：それについては、ないようなやり方ということで考えております。

委員：他市で修繕費とかがってというのは負担が加わると言っていますね。施設管理は市が行っているので修繕費、修繕料等の負担が加わりますというのは市が支出しなきゃならんということですか。

課長：それは今の指定管理者の場合も同じような形です。この児童館に限ったことではないですが、他市ではそういうものも出ているということで入れさせていただきました。

委員：400万というときの、400万で済まなくなるというか、それより少なくなる場合もあるということですね。

課長：400万といいますのは、先ほどもお話ししましたがけれども、制度導入による部分だけで、それにつきましては修繕費は含まれておりません。主に人件費だけということになります。

議長：ほかにご質問は。ないようでしたら、時間もだいぶ経過しましたので、この辺で本日の会議は終了したいと思いますけれどもよろしいですか。それでは本日の会議は終了させていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。

5 閉会

15時50分終了